

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける
使用済燃料の貯蔵の事業の許可について（答申）

平成21年12月22日付け平成19・03・22原第11号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の5第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

法第43条の5第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が同社リサイクル燃料備蓄センターにおいて、実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵する目的で、使用済燃料貯蔵施設を新設するために、使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けようとするものである。

1. 法第43条の5第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 本使用済燃料の貯蔵の事業は、使用済燃料貯蔵契約により、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵することを目的としていること
- ・ 貯蔵された使用済燃料は、再処理等を行い原子炉で燃料として利用するため、使用済燃料貯蔵契約に基づき、確実に契約先に返還するとしていること

から、本件の使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第43条の5第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る使用済燃料貯蔵施設については、

- ・ 使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を目指し、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与することを目的として設置するものであること
- ・ 「使用済燃料の中間貯蔵は、使用済燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を行うことを可能にするので、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要」とし、「使用済燃料は、当面は、利用可能になる再処理能力の範囲で再処理を行うこととし、これを超えて発生するものは中間貯蔵することとする」とした原子力政策大綱の方針に沿ったものであること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第43条の5第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る施設の工事に要する資金については、

- ・ 申請者の自己資金、前受金、減価償却費等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること
- ・ 事業の開始後における資金については、工事資金、債務償還を前受金、減価償却費等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること
- ・ 収支見積りについては累積債務の返済に見通しがあること
- ・ 東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社が使用済燃料の貯蔵の事業の実施

に伴い発生する総費用を負担することについて、申請者と合意していることから、使用済燃料の貯蔵の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。